

FAQ（よくある質問）

ジャンル		質問	回答
1	申請方法	オンライン申請	原則【オンライン申請】となっていますが、郵便申請しても良いでしょうか？ 申請は、全事業者【オンライン申請】でお願いしています。どうしても【オンライン申請】できない事業者のみ、例外として【郵便申請】を認めており、誠に申し訳ございませんが、それ以外の例外は認めておりません。デジタル化、ペーパーレス化推進のため、ご理解いただきますようお願いします。
2	申請方法	郵便申請	パソコンは所有していて、メールの受信、送信のみ行っていますが、資料のダウンロードやアップロード等行ったことも無く、できそうにありません。郵便申請して良いでしょうか？ その様な場合は、「オンライン申請ができる環境がない」と判断されますので、郵便申請で行ってください。
3	添付書類	ファイル形式	様式を添付する際、ファイル形式はExcelのまま添付するのでしょうか？ 様式のみに関わらず、添付書類のファイル形式は問いません。
4	添付書類	データの容量	必要なデータを全て添付して、「申請する」としようとしたら、申請できませんでした。どうしたら良いでしょうか？ データの容量オーバーが考えられます。この申請フォームでは、添付するデータは、一つの容量が10MGサイズまで、全ての回答で100MBまで添付して送信することができます。 容量を超えそうなデータは、別途、「データ追加送付専用フォーム」に添付して、本申請と別途送信してください。
5	添付書類	有効期限	登記事項証明書や印鑑証明書等が、発行日から3か月間有効となっていますが、過ぎていたら無効となりますか？ 最新の内容の証明書を提出していただいている。最新の基準として3か月間有効と定めていますので、必ず申請日から3か月前までの証明書を添付してください。

6	添付書類	誓約書・自己及び自社の役員等の名簿	自己及び自社の役員等の名簿の住所は、地番まで記載する必要がありますか？	住所地番まで記載してください。
7	添付書類	未納がないことの証明書	委任先がある場合、都道府県税や市町村税の未納がないことの証明書は、本社所在地と委任先所在地のどちらの証明書を提出すれば良いでしょうか？	委任先の所在地で課税されている場合、委任先の所在地で取得した証明書を提出してください。
8	添付書類	労災保険料納入証明書	【工事・建設コンサルのみ】 労災保険料納入証明書にかえて保険料納入告知額・領収済額通知書、概算・増加概算・確定保険料申告書等の提出でも良いでしょうか？	「労災保険料納入証明書」（労働保険料等納入証明書は可）を提出してください。お近くの労働基準監督署で証明を受けることができます。 なお、本人・家族・夫婦のみで施工しており、労災保険料の納付がない場合は、申立書（参考様式1）を提出してください。
9	押印	押印省略	本社が東京で、委任先で登録します。本社で印を押す箇所は無いでしょうか？	使用印鑑届の使用印鑑は委任先で押印されると思いますので、本社で印鑑を押す箇所は無いと思われます。（使用印鑑届に押印する使用印鑑以外は押印は不要となっています）
10	使用印鑑	登録印	会社の角印を使用印鑑届に押して良いでしょうか？	市に登録する印は、市との契約に使用する印鑑となりますので、「会社の代表者（委任された者含む）之印」となっているもので、個人を特定できるものです。「○○株式会社」だけの印はその会社の誰が契約するのか特定できないため、原則、登録できません。上記印鑑を押す場合は、代表者の個人印も一緒に押すようお願いします。

11	電子契約	電子契約の利用	会社で契約している電子契約システムがありますが、市と契約する際にその電子契約システムを用いて契約することができるのでしょうか？	市と電子契約で契約を締結する場合、市が契約している電子契約システムを用いて行いますので、会社で使用している電子契約システムを用いることはできません。
12	メールアドレス	電子契約用メールアドレス	会社に電子契約専用のメールアドレスと問合せ等に使用するメールアドレスの2つがありますが、申請はどのようにすれば良いでしょうか？	市で登録できるメールアドレスは1つとなっており、そのメールアドレスを用いて、電子契約の締結や入札時のお知らせ等を行っています。市が電子契約を指定した場合でも紙の契約書で締結することは可能ですので、申請の際のメールアドレスの記載は、問合せ等に使用して構わないものを記載するようしてください。